

議案第32号

山陽小野田市児童発達支援事業所条例の制定について
山陽小野田市児童発達支援事業所条例を次のように定める。

平成29年2月22日提出

山陽小野田市長 白 井 博 文

山陽小野田市児童発達支援事業所条例

(設置)

第1条 心身に障害のある児童又はその疑いのある児童（以下「障害児等」という。）に対して、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援を行い、もって児童福祉の増進に寄与するため、山陽小野田市児童発達支援事業所（以下「事業所」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 事業所の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 なるみ園
- (2) 位置 山陽小野田市日の出三丁目14番5号

(定員)

第3条 事業所の定員は20人とする。

(事業の内容)

第4条 事業所は、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 障害児等に対する日常生活における基本的な動作の指導
- (2) 障害児等に対する知識技能の付与
- (3) 障害児等に対する集団生活への適応訓練
- (4) その他障害児等の心身の発達のために必要な支援

(通所資格)

第5条 事業所に通所することができる者は、法第21条の5の5第1項に規

定する障害児通所給付費等を支給する旨の決定を受けた障害児等（以下「通所給付決定障害児等」という。）とする。

（利用者負担金）

第6条 児童発達支援を受ける通所給付決定障害児等の保護者は、市長が指定する日までに、法第21条の5の3第2項第2号に規定する政令で定める額（当該政令で定める額が同項第1号に掲げる額の100分の10に相当する額を超えるときは、当該相当する額）を利用者負担金として納付しなければならない。

（利用の制限等）

第7条 市長は、通所給付決定障害児等又はその保護者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該通所給付決定障害児等の事業所の利用を制限し、又は退所させることができる。

- (1) 第5条に規定する通所の資格要件が消滅したとき。
- (2) 事業所の運営上又は管理上支障を及ぼすおそれのあるとき。

（指定管理者）

第8条 市長は、事業所の管理運営上必要と認めるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に事業所の管理を行わせることができる。

（指定管理者が行う業務の範囲）

第9条 前条の規定により指定管理者に事業所の管理を行わせる場合において当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) 第4条各号に掲げる事業の実施に関する業務
- (2) 事業所の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

2 前項の場合における第7条の規定の適用については、同条中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

（指定管理者が行う管理の基準）

第10条 指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則その他市長の定めるところに従い、適正に事業所の管理を行わなければならない。

（利用料金）

第 1 1 条 第 6 条の規定にかかわらず、第 8 条の規定により事業所の管理を指定管理者に行わせる場合は、事業所を利用する通所給付決定障害児等の保護者は、指定管理者に当該利用者負担金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。

2 前項の利用料金の額は、第 6 条の利用者負担金の額とする。

3 市長は、第 1 項の利用料金を、当該指定管理者の収入として収受させるものとする。

（委任）

第 1 2 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。

（山陽小野田市心身障害児簡易通園施設条例の廃止）

2 山陽小野田市心身障害児簡易通園施設条例（平成 1 7 年山陽小野田市条例第 1 1 4 号）は、廃止する。

（経過措置）

3 この条例の施行の日の前日までに山陽小野田市心身障害児簡易通園施設条例の規定によりなされた同条例における山陽小野田市心身障害児簡易通園施設なるみ園に関する処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。